

令和2年度亀岡市地域密着型サービス運営委員会及び亀岡市地域包括支援センター  
運営協議会 会議録（概要版）  
（第1回会議）

## 1. 日時

令和2年8月18日（火） 14:00～16:00

## 2. 場所

亀岡市役所 別館3階 会議室

## 3. 会議次第

- 1 開会
- 2 正副会長選任
- 3 連絡・報告事項
  - (1) 地域密着・地域包括支援センター及び運営協議会の役割について
  - (2) 亀岡市地域密着型サービス事業者について
  - (3) 指定介護予防支援事業者について
  - (4) 亀岡市地域包括支援センターの令和元年度実績報告（決算報告を除く。）及び令和2年度活動計画について
- 4 協議事項
  - (1) 第8期亀岡市介護保険事業計画に向けた亀岡市地域包括支援センターの配置について
  - (2) その他
- 5 閉会

## 4. 配布資料

- ・資料1 亀岡市地域密着型サービス事業者について
- ・資料2 指定介護予防支援事業者について
- ・資料3 亀岡市地域包括支援センターの令和元年度実績報告及び令和2年度活動計画について
- ・資料4 第8期亀岡市介護保険事業計画に向けた亀岡市地域包括支援センターの配置について
- ・当日資料 「基幹型センター調べ一覧」  
「困ったときは…地域包括支援センターに相談しよう！」パンフレット  
「介護保険事業者一覧情報」  
「みんなのあんしん 介護保険」パンフレット

## 5. 出席者（敬称略）

### < 委員 >

| 構成区分                     | 団体名他                               | 氏名（敬称略）               |
|--------------------------|------------------------------------|-----------------------|
| ①学識経験者                   | 佛教大学 教授                            | おかざき ゆうじ<br>岡崎 祐司     |
| ①学識経験者                   | 京都先端科学大学 特任教授                      | よしなか やすこ<br>吉中 康子     |
| ②保健、医療及び福祉関係者            | 亀岡市医師会 理事                          | ひらおか さとし<br>平岡 聡      |
| ②保健、医療及び福祉関係者            | 亀岡市薬剤師会 代表                         | にしがみ のりこ<br>西上 敬子     |
| ②保健、医療及び福祉関係者            | 亀岡市歯科医師会 副会長                       | とおさか ゆたか<br>遠坂 豊      |
| ②保健、医療及び福祉関係者            | 京都府南丹保健所 企画調整課長                    | しかた けいこ<br>四方 啓子      |
| ③介護保険サービス事業者及び居宅介護支援事業者  | 亀岡市ケアマネジャー連絡会 会長                   | やまうち くにひこ<br>山内 邦彦    |
| ③介護保険サービス事業者及び居宅介護支援事業者  | 亀岡市社会福祉協議会<br>介護事業課老人介護支援センターセンター長 | くらた だいすけ<br>倉田 大輔     |
| ④介護保険の被保険者及び介護保険サービスの利用者 | 第1号被保険者                            | うえだ よしてる<br>上田 義照     |
| ④介護保険の被保険者及び介護保険サービスの利用者 | 第2号被保険者<br>(亀岡市生活支援コーディネーター)       | てらまち あきこ<br>寺町 亜希子    |
| ⑤その他本会で必要と認められる者         | 井上合同事務所 司法書士                       | うえだ くみこ<br>上田 具美子     |
| ⑤その他本会で必要と認められる者         | 亀岡市自治会連合会 幹事                       | たけおか さとし<br>竹岡 敏      |
| ⑤その他本会で必要と認められる者         | 亀岡市老人クラブ連合会 副会長                    | いずた とうきちろう<br>伊豆田 藤吉郎 |
| ⑤その他本会で必要と認められる者         | 亀岡市民生委員児童委員協議会 副会長                 | なかざわ たけし<br>中澤 猛      |
| ⑤その他本会で必要と認められる者         | 特定非営利活動法人<br>NPO 亀岡人権交流センター 事務局長   | ともなが まや<br>友永 まや      |

<事務局>

- ・ 亀岡市 健康福祉部 高齢福祉課
- ・ 篠地域包括支援センター 松本 善則（亀岡市地域包括支援センター代表）

## 6. 主な協議内容

（事務局） 【開会】  
（健康福祉部長）【開会挨拶】

（事務局）  
・ 委員紹介及び正副会長選出

**連絡・報告事項**（1）地域密着・地域包括支援センター及び運営協議会の役割について  
（2）亀岡市地域密着型サービス事業者について  
（3）指定介護予防支援事業者について  
（4）亀岡市地域包括支援センターの令和元年度実績報告（決算報告を除く。）  
及び令和2年度活動計画について

（事務局資料説明）資料1～3

### 【質疑応答】

（委員）

- ・ 質問、意見1点ずつあります。まず質問ですが、地域密着型介護サービスで介護事業が資料に掲載されていますが、例えば夜間対応型の通所介護など、ここに掲載されていない複合型のサービス等は提供されているのですか。

意見としては、介護サービスを受けられる利用者や現場の介助者にとって何がこのサービス事業の中に足りていないか、どのようなことを補強する必要があるのかそういう視点も資料の中に入れて頂くことが大切かと思えます。亀岡で過ごしている方々が亀岡市のサービスがもともと掲げていないので、居宅が可能であっても施設や介護サービス事業が充実した市町村に行かざるを得ない環境を変えていくためには、私達がどのようなことができるかを協議頂ければ有難いと思えます。

（事務局）

- ・ 夜間対応型、複合型等の事業については、平成27年度からの制度改正よりこのようなサービスが出来ましたが、事業所の参入が無いのが現状です。

地域密着型の中で代表的であるのがグループホームの認知症共同生活介護と小規模多機能型を、市は重点的に各圏域に複数置いていくことを目標に行っていますが、定期巡回や、夜間対応型については介護報酬の関係もあり、事業所からの相談など具体的な参入に向けた動きはありません。

京都府下でも進んでいないということがあるので、国の報酬改定の動向を見て事業者も相談

がある可能性もありますが、現実的に事業所の介護人材の確保が大きな課題となっている中で、小規模の事業を行ってもらうには経営的には困難があるかと思えます。意見を頂いた、事業所の評価や監査に係る資料ですが、6年ごとの指定更新があり、計画的に市で実地指導を行っており、中身については介護報酬や介護サービスに関わるもので、結果を提供させて頂くことは困難ではありますが、運営基準、設備基準に基づいて適正に運営をして頂いていると認識しています。ご指摘頂きましたとおり地域でどのようなサービスがあるのかは市でもできるだけ情報を提供させて頂きたいと思えますし、わかりやすい資料の作成に努めてきたいと思えますので、ご指摘頂いた内容は今後検討していきたいと思えます。

(会長)

- ・ 今の内容は、サービス事業の評価の視点や方法など、当事者の視点を踏まえた議論や検討ができないとサービスの質というところに議論が発展しにくいのではないかとということだと思えますが、今の外形的な資料だけでは難しいと思えます。おっしゃっていることは重要なので、運営要綱の3に質の評価、運営評価があるが、もっと具体的な指標や当事者支援、当事者参加というか、完璧なものではなくても探っていく必要があると思うので宿題として、この会議でも考えたほうが良いかと思えます。

#### 協議事項 (1) 第8期亀岡市介護保険事業計画に向けた亀岡市地域包括支援センターの配置について

(事務局資料説明) 資料4

(事務局)

- ・ 第7期介護保険事業計画(平成30～令和2年度)の中で、亀岡市では地域包括支援センターの圏域を7つ設けて、各圏域に対し1つずつの地域包括支援センターを平成30年度から配置しています。この中で中部圏域を担当している法人から、昨年度、受託が難しいという申し出を受けて、現在つつじヶ丘地域包括支援センターが中部圏域を担当しています。

\*地域包括支援センターの目的や機能等について説明

第8期(令和3年度から5年度)介護保険事業計画に向け、3点検討しております。1点目、再度7つの圏域に7つの地域包括支援センターの再構築、再配置をかけたいと考えています。2点目は、基幹型センターの配置の検討、3点目は地域包括支援センターの委託料の見直しについてです。3点目については、今回の協議事項ではなく次回地域包括支援センターの運営協議会で検討頂きたいと思っています。

具体的に8期中(令和3年～5年度)の令和3年度から4年度については中部地域包括支援センターをつつじヶ丘地域包括支援センターのサブセンターとして配置をかけようと思っています。

\*サブセンターについて説明

サブセンターは、メインであるつつじヶ丘地域包括支援センターの一端として運用することになります。今まで受託していたメインセンターの援助を受けることで、地域包括支援センターの立ち上げ及び地域のスムーズな運用につながると考えており、今回2年間(令和3年～4年

度) をかけてメインセンター、サブセンターという形で立ち上げを進めたいと考えています。

\* 基幹型センターについて説明

今後、基幹型センターを担う行政が、中部圏域を担当しながら、地域包括支援センターの全体調整及び後方支援を行いたいと考えています。

\* 基幹型センターの主な業務の説明

令和7年度(2025年)以降の亀岡市における65歳以上の高齢者人口は一旦減少に転じますが、75歳以上高齢者は2030年ごろまで増加することが予想されるため、7圏域は堅持するが、地域包括支援センターに関しては機能強化を図りながら人員配置の検討も開始していかなければならないと考えているところです。

以上、皆様のご教示を頂きながら、方向性を決定していきたいと思っております。

【質疑応答】

(会長)

- ・ 昨年度末、中部圏域の担当法人が撤退された為、今年度はつつじヶ丘地域包括支援センターに中部圏域を担当頂くことになりました。この先については、今の説明ですと当面2年間(令和3年~4年度)はつつじヶ丘地域包括支援センターにサブセンターが配置され、サブセンターが中部圏域を動かし、令和5年度以降に亀岡市として基幹型センターを設置し、中部圏域も担当していくということですが、確認、質問等ありますか。

(委員)

- ・ 昨年度からの中部圏域の体制変化からみて、中部圏域を維持しどのように守っていくかが大きな課題と考えています。

中部圏域を前法人が担当されることが決定した際、当初は中部圏域の現状、事情について十分に理解された上でスタートされたと思いますが、なぜそれが変更になったのですか。

市から受託法人へ十分に説明がなされ理解を得たうえで、委託を決定していたのか心配な部分であるので、その点について聞かせて頂きたいです。

また圏域担当が変わると、誰が一番迷惑がかかるかという、対象となって介護や支援を受けていた人であり、非常に大きな変化となります。今後中部圏域を担っていく中で、同じことが繰り返し起こらないようお願いしたいです。

(会長)

- ・ 基幹型センターを配置するとなっても、同様のことが起こらないのか。地域住民にとって、度々受託法人が変わるのは困るということですが、いかがでしょうか。

(事務局)

- ・ 十分な説明をした上で地域包括支援センターの受託が行われたかということについてですが、プロポーザルによる一定の条件の下で、審査を行い受託して頂きました。今回2年間で受託継続が難しいという事象がおきたことを考えると、本市として、説明が十分であ

ったか否か反省をしないといけないところです。今後は同様のことが起こらないように、前任の地域包括支援センターからの引継ぎをスムーズに行う為、2年間の期間を設け、市も可能な限りのサポートを考えています。基幹型センターについては、この2年間で準備をしながら、全地域包括支援センターの後方支援を行う仕組みを構築していくということで提案をさせて頂きました。今後、万全を期すためにこの形で努めていきたいと思っております。

(委員)

- ・ 基幹型センターとはなんですか。事業主体はどこですか。  
また、返還金の基準を設け、地域包括支援センターに人員（3職種）が揃っていなければ委託費を返還する基準を設けているが、今後も継続するのですか。  
基幹型センターがどのような役割を担うのですか。公募・審査は行わないのですか。亀岡市には、広範囲で交通の利便性が悪い地域が存在します。そういった地域の受託が困難となった場合、引受先はありますか。行政が、どこまでの役割を担うのかご教示いただきたいです。  
また、今後65歳以上の高齢者人口推計は、2025年に向けて今よりも増加します。地域包括支援センターの規模を今より大きくしてもよいと考えます。説明をお願いします。

(会長)

- ・ 今後基幹型センターの立ち上げを視野に、その前段階としてサブセンターを配置するということだと考えますが、基幹型センターを置く意味の説明をお願いします。

(事務局)

- ・ 基幹型センターについてどのような対応を9期以降（令和6年度以降）していくのかということですが、8期中（令和3年～5年度）に基幹型センターという形で、市職員がサブセンターの立ち上げの支援から、基幹型センターを視野に関わっていく形で考えており、9期以降も統括的な立場で後方的支援を行う体制を整えていきたいと思っています。
- ・ 基幹型センターの事業主体については、市で行います。  
中部圏域の公募についてですが、今回基幹型センターを配置するにあたり、基幹型センターを当初（令和3年度）から市で行えばよいのですが、市に専門職の配置がかかっている状態ではないので、一から立ち上げることが困難です。そこで中核的などころを担って頂ける法人の検討をしている為、公募ではなく調整という形で進めたいと考えています。  
亀岡市の中には、時間と距離という観点で非常に苦慮いただいている地域もあります。そういった地域を受託困難となった場合、どうするのかという話がありましたが、行政が責任を持って調整していかなければならないと考えています。  
高齢者人口の話ですが、今後2025年までは増加していくのですが、地域包括支援センター職員の適切な配置を行っていくための縮小というより強化、分化を、2025年以降で考えておかないといけないと思っています。必ず今後運営協議会の意見を聞きながら調整をさせていただきたいと考えています。

(委員)

- ・ 返還金については、どう考えていますか。

(事務局)

- ・ 10月以降での協議をさせて頂きたいと思います。

(会長)

- ・ 中部圏域に1地域包括支援センターが必要ですが、これまでのように中部圏域の地域包括支援センターを公募やプロポーザルにおいて委託するのではなくて、基幹型と重ねて中部圏域を担当していく体制を作りたいという意義、メリットをもう少し説明して頂けますか。

(事務局)

- ・ 例えば現在、困難事例等の対応は圏域ごとの地域包括支援センターが行い、虐待や権利擁護の申請が必要となった場合の調整等は行政側も介入をしています。しかし、地域包括支援センターの全体業務に関して市職員がすべてを把握した状態ではないのは現状です。今後基幹型センターを配置することで、市職員が包括職員となり、全体を見ながら動く形となります。地域包括支援センターへの全体支援を含め、地域に見合う介護支援専門員への支援、調整を行っていくことにより、亀岡市全体の均一性を保つこととなります。また何かが起こったときの調整を基幹型センターで行うことにより、迅速性を持って対応していけることがメリットではないかと思います。

(委員)

- ・ やはり、基幹型センターの役割がわかりません。例えば亀岡地区に住む高齢者は、亀岡地域包括支援センターに相談すると思うのですが、基幹型センターに相談してもかまわないということですか。

(事務局)

- ・ 一言で言いますと、地域包括支援センターの支援を行う地域包括支援センターです。相談はそれぞれの地域包括支援センターにして頂くこととなりますが、地域包括支援センターが困っておられる時の支援、調整を行っていく役割です。

(委員)

- ・ 現在、高齢福祉課で行っている業務内容と何が違うのですか。

(事務局)

- ・ 地域包括支援センターと同様に、現場へ実際に入り、業務に対して支援を行っていくためのセンターと考えています。

(委員)

- ・ では、委託ではなく直営ですればよいのではないですか。

(委員)

- ・ 亀岡の現場で働いておられる専門職員の中では、基幹型センターに移行していく流れ等についてどのような意見があるのですか。地域包括支援センターに加え地域の事業所等におけるケアマネジャーも多くの対象者と関わっておられることがあるので、現場の意見も聞かせて頂きたいです。

(委員)

- ・ 私は居宅のケアマネジャーをしております。対応ケースで困難が起きた場合は、対象者が住んでいる地域の地域包括支援センターと相談しながら支援を継続しておりました。基幹型センター及びサブセンターの配置については、今回事業計画案を見て初めて知ったこともあり、地域の現場から出た意見であるかといわれると、そうではないというところです。

(委員)

- ・ 司法書士の立場としまして、困難事例、虐待事例に関わる人が多いのですが、それぞれの地域包括支援センターによってスキルが違います。今回の基幹型センターの案には賛成で、困難事例、虐待事例等の特別なことについては基幹型センターで一括してやって頂くほうが、地域包括支援センターも楽になるのではないのでしょうか。

(委員)

- ・ 困難事例等を全て基幹型センターが受けてくれるのですか。

(事務局)

- ・ まずは後方支援を行うことを考えておりますので、困難事例等をすべて基幹型センターで行うということは考えていません。

(委員)

- ・ 今は地域包括支援センターに相談しても、結局は市に相談する形となり、どこがイニシアティブをとっているのか分からない状況です。それであれば最初から基幹型センター、つまり市が行うということにしてもらったほうが良いと思います。

(事務局)

- ・ 成年後見制度のこともそうですが、中核機関として相談の全体をとりまとめる必要があるといわれていますが、困難事例等を全て担当することは困難である為、市で事務の分担を整理し検討していかないといけないと考えています。

(委員)

- 充分検討して頂きたいと思います。中部圏域が不安定な状況にあるのが非常に心配です。委員がおっしゃったように司令塔的役割を果たすというのが、基幹型センターの一つの大きな役割であると思うので、各地域包括支援センターを束ねて連絡調整、指導助言をしていただければよいと思います。しかし、基幹型センターに加え、中部地域包括支援センターの機能を併せ持つというのは、両方できるだけ体力、体制が構築されていくのかが気になります。サービスの低下に繋がったり、やはり運営が難しいので中部圏域を切り離さないといけないという事態になると、一番迷惑になるのが対象者なので、そのあたりのことをしっかり考えて頂きたいと思います。

(委員)

- 基幹型センターの業務内容について、次回の会議において、わかるように説明をして頂きたいです。また委員の言われたとおり、中部地域包括支援センターとしての業務がきちりできるのかについて、困難事例等の場合には、基幹型センターつまり市に担当してもらえるのかどうかを示していただきたいです。

(委員)

- 亀岡市全体の地域ケアマネジメントについての指導、監督は市が主体性を持ってされることが非常に大事で、その際に職員の専門性をどのように確保していくのか、また人材をどう育成するのかが重要だと考えます。亀岡市の中で医療、福祉のハイリスクな事例にもしっかり対応できるような福祉人材を、今既存の職員の中で育てていくことが大事だと思います。

(会長)

- 有難うございます。地域包括支援センターを代表して、ご意見をいただければと思います。

(地域包括支援センター代表)

- 今回たまたま中部圏域を受託しておられた法人に焦点が当たっていますが、今回の問題は構造的な問題で他法人にも言えることだと思います。以前と違い、新型コロナウイルスの影響で医療、福祉、介護の業界も何らかの打撃を受けています。法人として事業を継続させていく中で多大な努力をされており、地域包括支援センターを運営していくのは今まで以上に大変なことだと踏まえた上で、基幹型センターのような重層的な支援の形ができるということは、現場からすると期待するところです。

次の受託法人を調整するにあたり、サブセンターという形でハードルを下げればどこか受託できる法人があるのではないかというのが、亀岡市の中には算段としてはあったと思います。またそれぐらいしなければ、新しい法人に受託いただくことは、現場の意見からすると非常に厳しいと考えます。

今後基幹型センターは、様々な大きな機関とのパイプ役となり調整する機能を担うことができると思います。地域包括支援センターとして基幹型センターから助言や後方支援を頂けた

り、今まで手付かずであった制度等の調整に活用していけるような場になればよいと思う期待があるということ、現場の声としてお伝えしておきたいと思います。

(会長)

- ・ 有難うございます。

委員がおっしゃっているように、サブセンターや基幹型センターの配置を行うにあたって、中部圏域の相談体制を確保することが第一条件です。私の理解では、基幹型センターを作るということは、亀岡市として自らの責任体制を強化したいという意味だと受け止めています。その具体的な中身について知りたいということが今回の話であったと思います。今後、全体の地域包括支援センターの連携、バックアップ体制をどうするか議論をもう一段していかなないと、単に基幹型センターを作りますという話だけではおそらく難しいのではないかということです。

加えて、人材確保の問題についても考えなければなりません。

それから、個人的意見となりますが、成年後見に対する中核センターを持つことが、自治体規模では重要だと思います。権利擁護の部分の機能強化をどうしていくのか、基幹型センター及び権利擁護の中核センターを作っていかなければ、地域がもたないと感じています。いずれにしてもいくつか意見を頂いて、もう少し具体的に基幹型センターを置くということについて、全体的な構造や、中部圏域の相談体制を確保できるのかについて、次回は中身の議論をしていくということでもよろしいですか。委員のみなさんから意見を頂き、また地域包括支援センターの現場の職員の話も聞きながら、次の資料を作って頂くということで事務局よろしいですか。

(委員)

- ・ 現代の高齢社会を、何とか国の制度の下で維持していかなければなりません。昔のような地域で支え合うシステムが崩壊している為、介護保険や介護予防に頼るしかなくなっています。いろいろな立場の人がお金をかけなくてもサポートし合えるような、市民一人一人の力で支え合うシステム作りが本来必要だと思います。今後、市民のパワーと元気な高齢者を作る努力を行い、また地域を7つと固定せずに、お互いに余力があるところが、パートナーシップで助け合わなければうまく回らないと思います。そのあたりを前向きに検討していけないと思います。

(会長)

- ・ そのとおりだと思います。

では、次回につきましては、基幹型センターを置くことによりどうなるのかの具体的な中身について、事務局で次に向けてまとめて頂きたいと思います。

(委員承諾)

(事務局)

- 本日は、積極的な議論を頂きありがとうございました。本日の協議については、皆様のおかげですべて終了することができました。頂きました様々なご意見は今後の地域包括支援センターの運営に反映させていただけるよう市として努力してまいりたいと思っております。今後のスケジュールにつきましては、10月頃に次回会議を予定しております。次回会議については、第8期地域包括支援センターの配置及び委託料につきまして、主な議題として、今回残っております地域包括支援センター令和元年度決算書及び令和2年度予算書の報告をさせて頂く予定です。  
本日は長時間に渡り慎重に審議を頂き有難うございました。

(事務局)【閉会】

(16:00終了)